

# 横浜市

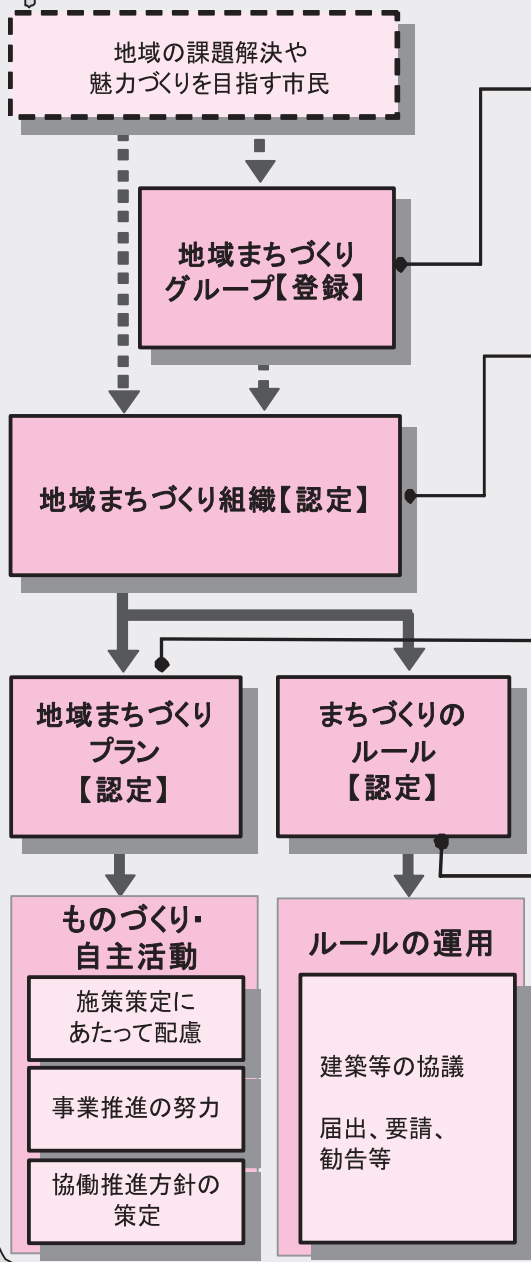
## 地域まちづくり推進条例



# 横浜市地域まちづくり推進条例の概要

- **総則** (第1～7条) 目的、定義(第2条)、基本理念、市民等・市の責務、情報共有等(第6条)、市の支援施策
- **目的** (第1条) ・市民等と市が協働して行うまちづくりによる安全で快適な魅力あるまちの実現
  - **基本理念** (第3条) ・市民等は身近な地域のまちづくりに参画する権利と責務を有する。
  - **責務** (第4・5条) ・市民等は地域まちづくりの主体として、地域まちづくりを推進するよう努める。
  - **支援施策** (第7条) ・情報提供、相談・助言等、学習・交流機会の提供、専門家派遣等技術的支援  
・まちづくり活動、地域まちづくり事業等への財政的支援

## 手続きの流れ(第8～13条)



### ■ 地域まちづくりグループ(第8条) 地域まちづくり活動を行うグループの登録

- ・市民等は、グループを結成し、市に登録
- ・グループは地域住民等に活動内容を説明

### ■ 地域まちづくり組織(第9条) 地域まちづくりの主体となる組織の認定

- **認定要件**
  - ・構成員が、地域住民等又は地域住民等・地域まちづくり活動を行う者
  - ・地域住民等の多数の支持

### ■ 地域まちづくりプラン(第10・11条) 組織が策定するプランの認定・推進

- **認定要件**
  - ・地域住民等の多数の支持
  - ・都市計画マスタープラン等の計画に整合
- **地域まちづくりプランの推進**
  - ・市は施策策定にあたってプランに配慮
  - ・市・地域住民等は地域まちづくりを推進
  - ・協働でプランの実現に向けた推進方針を策定
  - ・地域住民等は建築等にあたりプラン整合等に配慮

### ■ 地域まちづくりルール(第12・13条) 組織が策定するルールの認定・遵守

- **認定要件**
  - ・地域住民等の多数の支持
- **建築等の誘導**
  - ・事業者が組織と協議、市に届出
  - ・市はルール適合要請、勧告等

### ■ まちづくり支援団体(第14条)

- ・まちづくり支援団体(まちづくりNPO)との協働により地域まちづくり活動を支援

### ■ 表彰(第15条)

- ・地域まちづくりに功績のあったものを表彰

### ■ 地域まちづくり推進委員会(第16条)

- ・基本的事項、組織認定等の審議

### ■ 雑則(第17・18条)

- ・推進状況について報告書を作成・公表 等

附則(施行期日) 平成17年10月1日

# 地域まちづくりプランの概要

- 地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決等に向けた取組みを地域まちづくり組織がとりまとめたもの

## 地域まちづくりプランの認定

- 地域住民等の理解や支持が得られていること
- 計画内容が、本市の上位計画（総合計画、都市マス等）に整合していること
- ◆ プランに盛り込む目標・テーマ（防災、街並み、緑・自然、環境等）は、地域の実情にあわせて、地域が設定

施策策定にあたって配慮  
・ 事業推進の努力  
・ 協働推進方針の策定

実現性の向上

## 地域まちづくりプランの例

### 目標

「災害に強い安全で安心して暮らせるまち」



- 緑の小道プロムナード整備



- 防災マップの作成



- ポケットパークの維持管理



ものづくり

自主活動

# 地域まちづくり Rules の概要

■ 建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織が自主的に定めたルール

## 地域まちづくり Rules の認定

- 地域住民等の理解や支持が得られていること
- ◆ 地域まちづくり組織において、Rules の運営管理を行なっていくこと

・ 地域まちづくり組織と市の連携により Rules の運用、遵守を図る

## 地域まちづくり Rules の例

### ① 建築、土地利用、設備等に関するもの

- 建物の用途  
(マンションの禁止、1階部分の住宅の禁止)
  - 建物の規模  
(建ぺい率、容積率)
  - 建物の高さ  
(建物の最高高さ、軒の高さ)
  - 外壁の後退  
(道路、敷地境界からの後退)
  - 敷地の規模  
(最低面積)
  - 塀の種類  
(生垣・ネット・フェンス、高さ)
  - 構造  
(耐火構造など)
  - 材料  
(不燃材料など)
- など

建築協定で定められる項目

### ● 工作物

地区計画で定められる項目

- 防犯等を兼ねた玄関灯の設置
- 看板・広告物の大きさ、色
- スカイライン(屋上修景等)
- 緑化位置、基準、植栽物、屋上・壁面緑化、生垣化

### ② その他生活環境に関するもの

- 商店の営業時間
- 防犯のための夜間点灯
- 騒音・クリーンアップ

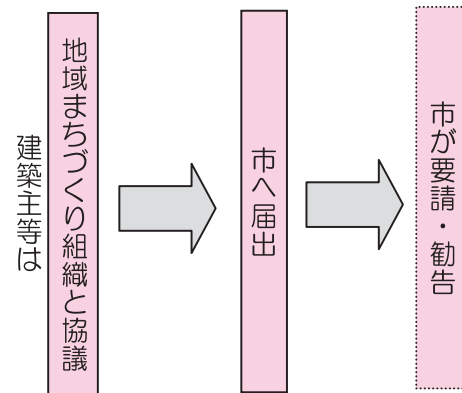
## Rules 遵守の仕組み

地域まちづくり組織と市が連携して  
建築行為等を誘導  
(建築主等が届出・協議等を行う仕組み)



地域まちづくり組織、建築主等による協議

### [手続き]



地域まちづくり組織が Rules を自主運用

地域住民と地域まちづくり組織が  
自ら定めた Rules を守るよう努める